

建築基準法に基づく定期報告について

建築物の所有者又は管理者、占有者は、建築物や建築設備、その建築物の敷地を常時適法な状態に維持するよう建築基準法に定められています。中でも定期報告の対象となる建築物及び建築設備は、不特定多数の人が利用することから、構造の老朽化や建築設備の作動状況によって大きな災害を引き起こす恐れがあります。

建築基準法では管理者又は所有者に対し、建築物の安心・安全を確保し、生命、健康及び財産の保護を図るため、対象建築物及び建築設備について調査・検査を行い特定行政庁に報告することを義務付けています。

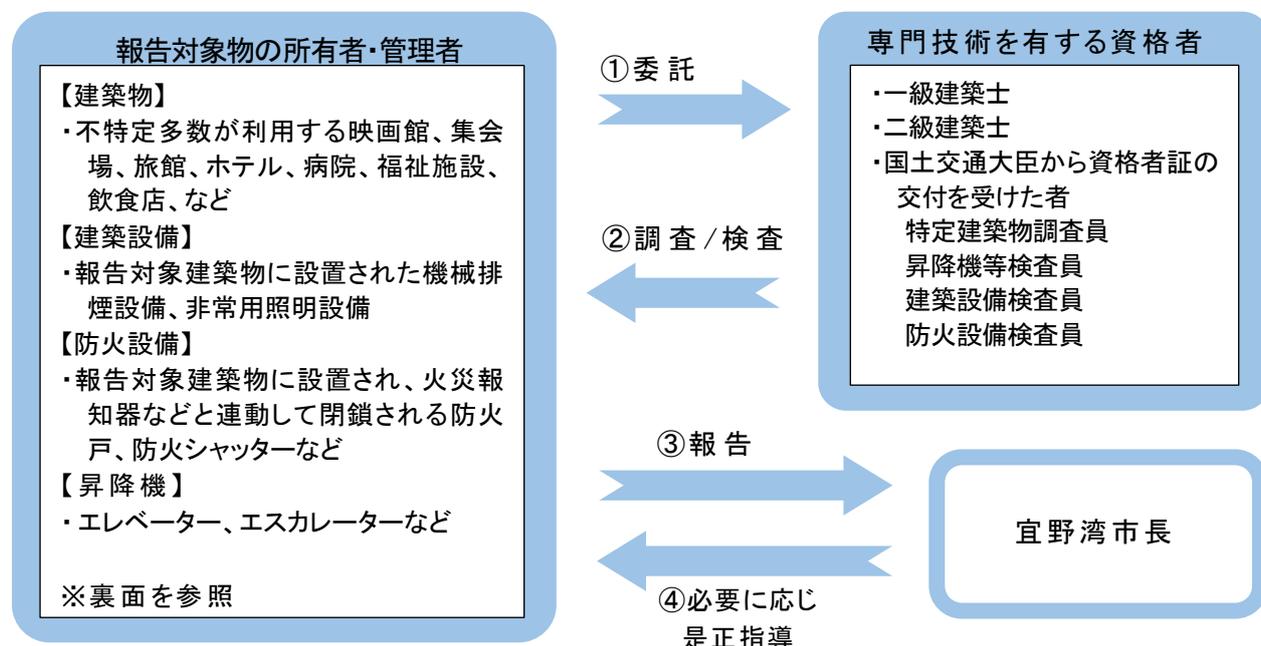
これは、消防法に基づく防火対象物点検報告や消防用設備等点検報告とともに建物の安全性を確保する上で大切な調査・検査です。

定期報告制度の概要

平成 28 年 6 月 1 日に定期報告制度が改正されました

【改正点】①特に重要な建築物を新たに報告対象に追加 ②報告対象に防火設備を追加
③調査資格者の見直し

建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定により、裏面に記載された建築物及び建築設備の所有者等は調査・検査を行い、特定行政庁への報告が義務づけられています。調査・検査をできる者は専門技術を有する資格者です。定期報告を行わず、又は虚偽の報告を行った場合、建築基準法第 101 条第 1 項の規定により罰則の対象（百万円以下の罰金）となります。



問い合わせ先

宜野湾市建設部建築指導課

住所 〒901-2710 宜野湾市野嵩一丁目1番1号

電話 098-893-4123（課直通）

建築物が定期報告対象か
確認したい場合
こちらへお問合せ下さい

R7.7.1より防火扉(常時閉鎖)および居室の換気設備の項目が建築物に追加されました。

●定期報告の対象となる建築物の用途・規模と報告時期
(建築物は「3年ごと」、建築設備は「毎年」報告が必要です。)

R7対象	建築物の用途	建築物の位置・規模※2 (いずれかに該当するもの)	報告時期
■	劇場・映画館・演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの	R4、R7、R10、R13、…… 3年ごと
■	観覧場 (屋外観覧場は除く) 公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの	R4、R7、R10、R13、…… 3年ごと
■	旅館、ホテル	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上のもの ③地階にあるもの	R4、R7、R10、R13、…… 3年ごと
□	病院※3 有床診療所※3 就寝用福祉施設	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上のもの ③地階にあるもの	R3、R6、R9、R12、…… 3年ごと
□	体育館(学校に付属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が2,000㎡以上のもの	R2、R5、R8、R11、…… 3年ごと
□	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場※4	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上のもの	R3、R6、R9、R12、…… 3年ごと
□	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上のもの ③床面積が3,000㎡以上のもの ④地階にあるもの	R2、R5、R8、R11、…… 3年ごと

※1 該当する用途部分が避難階にあるものは対象外。 ※2 該当する用途部分の床面積が、200㎡超のものに限る。
※3 患者の収容施設があるものに限る。 ※4 いずれも学校に付属するものを除く

	具体的な建築設備	例外	定期報告が必要な年度
建築設備	定期報告の対象となる建築物に法第35条の規定により設けた排煙設備(排煙設備を有するものに限る。)及び非常用の照明設備	—	毎年
	・定期報告を要する建築物に設けた防火設備 ・病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※5の防火設備	・常時閉鎖式 ※6の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備	毎年
昇降機等	・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	・住戸内のみを昇降する昇降機 ・工場等に設置されている専用エレベーター(労働安全衛生法令第12条第1項第6号に規定するエレベーター)	毎年
遊戯施設等	観光用エレベーター、エスカレーター	—	毎年
	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	—	毎年
	メリーゴーラウンド、観覧場、オクトパス、飛行塔、その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	—	毎年

※5 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

※6 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

●定期報告の時期

該当年度において定期報告が必要な場合は、下記の期間内に報告して下さい。

建築物	上記定期報告が必要な年の4月1日から12月20日まで
建築設備、昇降機及び遊戯施設等	毎年4月1日から12月20日まで
防火設備、小荷物専用昇降機	毎年4月1日から12月20日まで